

福井医療大学労働安全衛生会議規程

(設置)

第1条 この規程は、福井医療大学の教職員等の安全保持、保健衛生及び環境保全の確保を図るため、労働安全衛生規則（昭和22年労働省令第9号）第54条の2の規程及び労働安全衛生規程第4条の規程に基づき、福井医療大学労働安全衛生会議（以下「会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、必要に応じて理事長に意見を述べるものとする。

- (1) 労働環境の安全および衛生に関する事項
- (2) 作業条件、施設等の安全および衛生上の改善に関する事項
- (3) 安全衛生教育および教職員等の安全確保と健康保持に必要な事項
- (4) その他職員の安全および衛生に関する事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) 産業医
- (3) 安全管理者および衛生管理者
- (4) 安全に関し経験を有する者
- (5) 衛生に関し経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(委員長、副委員長および庶務係)

第5条 会議に委員長1人、副委員長1人、および庶務係1人を置き、委員長を第3条第1号の者とし、副委員長および庶務係は委員のうちから互選する。

- 2 委員長は会議を掌理し、会議を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は毎月1回以上開催するほか、委員長が必要と認めたとき、または委員の3分の1以上から要請があったとき委員長がこれを招集し議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決す

るところによる。

4 会議は議事録を作成し、これを3年間保存しなければならない。

5 会議で決した内容は、職員に周知する。

(関係者等の出席)

第7条 会議は必要があると認めるときは、参考人として関係者等の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は庶務係において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。